

事 務 連 絡

平成 25 年 3 月 13 日

都県水道行政担当部（局）

厚生労働大臣認可水道事業者

厚生労働大臣認可水道用水供給事業者

御中

（宮城県、山形県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、長野県、山梨県、静岡県）

厚生労働省健康局水道課

放射性物質を含む浄水発生土の園芸用土又はグラウンド土への有効利用 Q&A の送付について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

放射性物質を含む浄水発生土の園芸用土又はグラウンド土への有効利用については、「放射性物質が検出された浄水発生土の園芸用土又はグラウンド土への有効利用に関する考え方について」（平成 25 年 3 月 13 日付健発 0313 第 4 号厚生労働省健康局長通知）により、当該有効利用における安全性の評価について示したところです。

今般、「放射性物質を含む浄水発生土の園芸用土又はグラウンド土への有効利用 Q&A」を別紙のとおりとりまとめましたので、水道事業者等において当該有効利用を行う場合の説明及び取扱いの参考として御活用ください。

各都県水道行政担当部局におかれましては、貴管内の都県知事認可水道事業者、水道用水供給事業者に対して、周知徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

連絡先

厚生労働省健康局水道課

担当：下畑、小早川

TEL：03-5253-1111(内線 4028)

E-mail：SUIDOUGIJUTSU@mh1w.go.jp